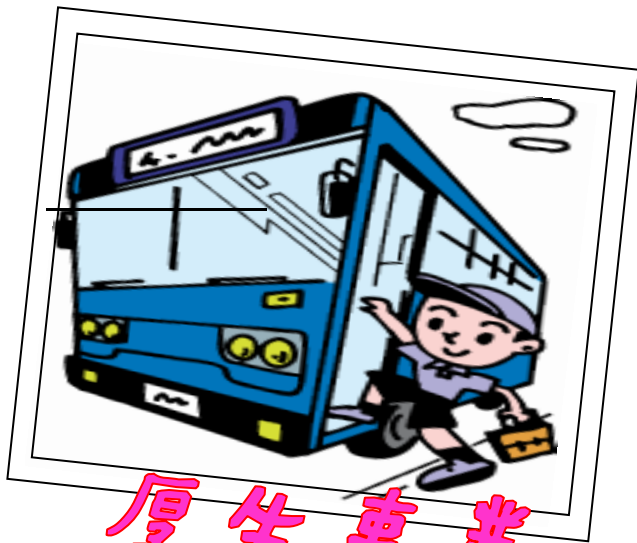


# 飯島町勤労者互助会

## ご加入のしおり



給付事業



厚生事業



飯島町勤労者互助会

事務局 飯島町飯島2537番地

(飯島町役場内 産業振興課商工観光係 内)

TEL : 0265-86-3111

FAX : 0265-86-6781

# ぜひご加入ください!!

## ◆加入できる方

町内の中小企業に勤務する従業員及び事業主のみなさまです。

## ◆入会の申し込み

入会申込書に記入の上、事務局(役場産業振興課商工観光係)へお申し込みください。

## ◆入会金

1人あたり 200円

(入会后、会費の納入にあわせてお支払いいただきます)

## ◆会費

1人あたり 月額300円

(毎年6月と11月の末日に、半年分をお支払いいただきます)

## ◆事業の内容等

- 1) 給付金給付事業(別紙一覧のとおり)
- 2) 各種レクレーション
- 3) 町内施設の利用補助
- 4) 上伊那郡内の宿泊施設利用補助
- 5) 飯島町文化館事業の鑑賞補助
- 6) 全労済サービスの提供
- 7) 資金貸付事業

## ◆ほかにもこんなメリットが...

各種御祝金、傷病見舞金などの給付が受けられます!  
宿泊施設の利用補助があります!(別紙記載の施設のみ)  
町内施設(プール・キャンプ場など)の利用補助があります!

などなど...

# 飯島町勤労者互助会事業内容

## 1 組織強化事業

- (1) 会員の拡大、加入推進を積極的に行う。
- (2) 会員相互の交流、情報交換を図るとともに会報の発行を行う。
- (3) 将来的な互助会広域化を視野にいれ、近隣市町村互助会との情報交換などを行う。

## 2 給付事業

### (1) 給付金給付事業

- ① (財) 全国勤労者福祉振興協会との契約により、また充実した当互助会独自の追加給付も併せ、会員相互扶助活動の推進を図る。
- ② (財) 全国勤労者福祉振興協会との給付金契約を「疾病死亡(重度障害)・不慮の事故死亡(後遺障害)」とする。

### (2) 全労済各種共済の取扱い

- ① 火災共済の取扱いを行う。
- ② サービスセンター共済(生命共済、総合医療共済、団体年金共済)の取扱いを行う。

## 3 資金貸付事業

飯島町及び長野県労働金庫駒ヶ根支店と連携・協調し、生活資金・住宅資金の融資斡旋を行う。

### (1) 飯島町及び長野県労働金庫駒ヶ根支店と協調融資

#### ① 飯島町勤労者生活資金

- ・融資限度額 200万円
- ・融資利率 資金の用途に応じ適用金利より0.01%引下げた利率(保証料は別途)  
ただし、教育資金の場合は適用金利より0.21%引下げた利率(保証料は別途)
- ・貸付期間 10年以内

#### ② 長野県労働金庫駒ヶ根支店の融資

- ・生活資金 500万円、住宅資金 7,000万円まで
- ・条件は長野県労働金庫の定めるところによる

## 4 厚生事業

### (1) 行事レクリエーション

会員相互の交流と親睦を目的にレクリエーション等事業を行う。

### (2) 町内施設の利用補助(会員一人一回限り)

- ① 与田切公園プールの無料入場券の交付

- ② 与田切公園テニスコート利用補助券(300円)の発行
- ③ 与田切公園キャンプ場テント一泊補助券(1,000円)の発行
- ④ 与田切公園オートキャンプ場一泊補助券(1,000円)の発行
- ⑤ 千人塚マレットゴルフ場無料利用券の交付
- ⑥ 飯島陣屋の無料入場券の交付

※補助券は会員の申出により事務局で発行

(3) 宿泊施設の利用補助(会員一人一回限り)

会員の余暇利用及び元気回復を目的に、次の指定施設の利用者に対して一人一泊 1,000円の補助を行う。

※利用は、補助券の発行を事前に事務局へ依頼し当日施設へ提出する。

所在市町村	施設名
駒ヶ根市	すずらん荘、駒ヶ根ユースホテル、駒ヶ根キャンプセンター
伊那市	高遠さくらホテル
辰野町	たつのパークホテル
箕輪町	みのわ温泉ながた荘
南箕輪村	大芝荘
中川村	望岳荘

(4) 飯島町文化館の鑑賞補助

いいじま文化サロン主催事業について鑑賞補助券の発行を行う。

(5) 健診補助

人間ドック受診者補助を行う(経費の半額。上限 5,000円)。

(6) 全労済SFサービスの推進

提携施設でクーポン券を提示すると割引サービスを受けることができる。

このクーポン券は、全労済公式ホームページのクーポン券発券ページから各自発券。ただし、パソコン等の無い場合は事務局で発券できる。

(7) 施設共有化事業 割引シール付会員証の交付

共済会で指定する施設で会員証を提示すると割引等のサービスを受けることができる。会員一人一枚交付。

(8) 伊南4市町村広域互助会事業への参加

計画があれば参加を呼びかける。

(9) 長野県暮らしサポートセンターへの加入

無料法律相談、無料税務相談、電話によるなんでも相談等のサービスを受けることができる。

5 その他事業

評議員会、理事会の開催

# 飯島町勤労者互助会給付制度

平成26年4月1日 一部改正

◆ 掛金は月額300円

(単価：円)

内 容		給付金	付加給付金	給付金総額	
祝 金	結 婚	会員の結婚祝金	10,000	0	10,000
	水 晶 婚	〃 水晶婚祝金	5,000	0	5,000
	銀 婚	〃 銀婚祝金		5,000	5,000
	還 暦	〃 還暦祝金		5,000	5,000
	成 人	〃 成人祝金		5,000	5,000
	出 生	〃 又は配偶者の出産祝金	5,000	0	5,000
	入 学	〃 の子供の小学校入学祝金	3,000	0	3,000
		〃 の子供の中学校入学祝金		5,000	5,000
		〃 の子供の高校入学祝金		5,000	5,000
	勤 続	勤続 10年 ※		5,000	5,000
勤続 20年 ※			10,000	10,000	
勤続 30年 ※			15,000	15,000	
傷病見舞金	休業 14日以上30日未満		5,000	0	5,000
	〃 30日以上60日未満		10,000	0	10,000
	〃 60日以上90日未満		15,000	0	15,000
	〃 90日以上120日未満		20,000	0	20,000
	〃 120日以上		25,000	0	25,000
住宅災害見舞金	火災等	50%以上の損害	200,000	0	200,000
		30%以上50%未満の損害	140,000	0	140,000
		20%以上30%未満の損害	100,000	0	100,000
		20%未満の損害	40,000	0	40,000
	自然災害	70%以上の損害	60,000	0	60,000
		20%以上70%未満損害	30,000	0	30,000
		20%未満の損害	6,000	0	6,000
		床上浸水（床面以上）	12,000	0	12,000

内 容		給付金	付加給付金	給付金総額	
同居親族の死亡（一人）		10,000	0	10,000	
障害見舞金	満65歳未満	疾病による重度障害	300,000	0	300,000
		不慮の事故による後遺障害	上限500,000	0	上限500,000
		交通事故による後遺障害	上限900,000	0	上限900,000
	65歳以上	疾病による重度障害	150,000	0	150,000
		不慮の事故による後遺障害	上限500,000	0	上限500,000
		交通事故による後遺障害	上限900,000	0	上限900,000
死亡弔慰金	会員 満65歳未満	疾病による死亡	300,000	0	300,000
		不慮の事故による死亡	500,000	0	500,000
		交通事故による死亡	900,000	0	900,000
	65歳以上	疾病による死亡	150,000	0	150,000
		不慮の事故による死亡	500,000	0	500,000
		交通事故による死亡	900,000	0	900,000
	配 偶 者		50,000	0	50,000
	子 供		10,000	0	10,000
	親		5,000	0	5,000
	退会餞別金	退会-在会10年以上	3,000	0	3,000

※給付金の給付は、事由発生の日から2年以内に請求のあった場合とする。

	加入年数	給付金の額	
20年勤続	3年未満	給付額の50%	5,000
30年勤続	5年未満		8,000

飯島町勤労者互助会長 殿

### 給付事由発生証明書兼請求書

事由	証 明 内 容			
家族死亡	死亡者氏名		男・女	年齢 歳
	会員との続柄	・配偶者 ・子(死産 ヶ月) ・実親 ・義親 ・養親		
	死亡年月日	年 月 日		
傷病休業	傷病名			
	休業期間	年 月 日 ~ 年 月 日 ( 日間)		
	病院名	(所在地)		
結婚	配偶者氏名		婚姻届出日	年 月 日
出生	産婦名			
	出生児名		出生日	年 月 日
入学	児童/生徒名		学校名 生年月日	年 月 日
成人	氏 名		生年月日	年 月 日
還暦	60歳になった日		年 月 日	
水晶婚	配偶者氏名		婚姻届出日	年 月 日
銀婚	配偶者氏名		婚姻届出日	年 月 日
勤続	・10年 ・20年 ・30年		就職日	年 月 日
	退会餞別金	在会-10年以上	入会年月日	年 月 日
その他	①住宅災害 ②障害 ③会員死亡 ※これらについては別途請求が必要となります。			

会員	氏 名		印	性 別	男 ・ 女
	生年月日	年 月 日	( 歳)		
	住 所	電 話			

上記のとおり給付事由の発生があったことを証明し、給付金を請求します。

年 月 日

事業所名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 印

# 飯島町勤労者互助会規約

(目 的)

第1条 この会は、飯島町内の事業所等に勤務する勤労者及び事業主の福利厚生を増進を図ることを目的とする。

(名称及び所在地)

第2条 この会は飯島町勤労者互助会といい、事務所を飯島町役場産業振興課内におく。

(事 業)

第3条 この会は、第1条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会員相互による給付事業
- (2) 労働金庫利用による生活資金及び住宅建設資金のあっせん事業
- (3) 会員相互の親睦と交流に関する事業
- (4) その他目的達成のために必要な事業

(会 員)

第4条 会員は、飯島町の中小企業等に勤務する従業員、事業主及び会長が特に入会を承認した者とする。ただし、次の各号に該当する者は除く。

- (1) 試用期間中の者
- (2) 臨時従業員、その他これに準ずる者
- (3) その他会長が適当でないと認めた者

(入 会 金)

第5条 この会の会員になろうとする者は、会長に入会届を提出し、1人につき200円の入会金を納入するものとする。ただし、入会金は返還しない。

(脱 会)

第6条 この会を脱会しようとする者は、会長に脱会届を提出し、その承認を得なければならない。

(除 名)

第7条 会長は、会員が次の各号の一に該当したときは、理事会の決定により除名することができる。

- (1) 会の事業を妨げる行為をしたとき
- (2) 会が行う事業について、虚偽の申請をしたとき
- (3) 会の規約に反し、又は会の信用を失わせるような行為をしたとき

(資格の喪失時期)

第8条 会員が第4条ただし書きの規定により、会員となることのできない者となったときはその翌日から、脱会又は除名されたときは、脱会届が受理された日、又は除名さ



れた日からそれぞれの会員の資格を失う。

(機 関)

第9条 この会に次の機関をおく。

(1) 評議員会

(2) 理事会

(評議員会)

第10条 評議員会は、原則として各事業所ごとに1名の評議員をもって構成し、毎年4月に会長が召集する。

2. 評議員会は過半数の出席（委任状を含む）により成立し、出席した評議員の過半数で決する。

(評議員会の議決事項)

第11条 評議員会は、次の事項を議決する。

(1) 規約の改定、改廃についての事項

(2) 事業計画の策定

(3) 予算、決算の認定

(4) その他事業遂行に必要な事項

(理 事 会)

第12条 理事会は会長、副会長、総務理事及び理事で構成し、評議員会の議決した事業を企画運営する。理事会は会長が招集し、会長はその議長となる。

2. 理事会は理事の過半数の出席により成立し、出席者の過半数により決定する。

(役 員)

第13条 この会に次の役員をおく。

(1) 会 長 1名

(2) 副会長 2名

(3) 総務理事 1名

(4) 理 事 若干名

(5) 監 事 2名

(役員を選出)

第14条 役員は会員及び関係機関の中から評議員会で選出する。

(役員の仕事)

第15条 会長は、この会を代表し、会の業務を掌理する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

3. 総務理事は事務局を掌理する。

4. 監事は会の業務を監査する。

5. この会と、会長との利益が相反する事項については、会長は代表権を有しない。こ

の場合には、副会長がこの会を代表する。

(任 期)

第 16 条 評議員及び役員の任期は 2 年とする。ただし再選は妨げない。

2. 補欠評議員及び、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(給付事業)

第 17 条 給付事業は、一般財団法人全国勤労者福祉・共済振興協会(東京都渋谷区代々木 2-11-17。以下「全労済協会」という。)を引受保険団体とする自治体提携慶弔共済保険(以下「共済保険」という。)を契約して実施するものとし、飯島町勤労者互助会(以下「互助会」という。)又は会員が当該保険の被保険者となるものとする。

2. 会員に、次の各号に掲げる給付事由が生じたときは、所定の手続を経て別に定める給付金を支給する。

- (1) 会員の死亡、重度障害、傷病及び結婚
- (2) 住宅の災害
- (3) 子の出生、死亡、小学校・中学校・高校入学
- (4) 親族の死亡
- (5) 水晶婚・銀婚
- (6) 還暦
- (7) 勤続 10 年、20 年、30 年
- (8) 成人
- (9) 退会餞別金(在会 10 年以上)

(事業年度)

第 18 条 この会の事業年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(経 費)

第 19 条 この会の経費は、会費、入会金、補助金及びその他収入をもってあてる。

2. 会費は 1 人月 300 円とし、毎年 6 月と 11 月末日までに所定の方法により納入する。

(事 務 局)

第 20 条 この会に事務局をおき、事務局長その他必要な職員をおく。

2. 職員は会長が任免する。

(委 任)

第 21 条 この規約の施行に関し、必要な事項は会長が定める。

附 則

この規約は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。(第 2 条改正)

附 則

この規約は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。(第 17 条及び第 19 条改正)

附 則

この規約は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。(第 17 条改正)

附 則

この規約は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。(第 3 条及び第 17 条改正)